

別紙2 個人原告らについての判断

主な略称の定義は以下のとおり

現住所 現在の住所地 (別紙3-1の2の原告らの主張(1)ア)

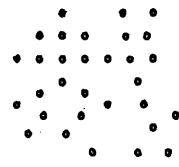
現本籍 現在の本籍地 (同上)

過去住所 過去の住所地 (別紙3-1の2の原告らの主張(1)イ)

本件地域一覧 「全国部落調査」の「各府県別部落調査」及びこれを現代語
化して、現在地を追記した一覧表の総称 (本文前提事実(4)
イ)

本件人物一覧 「部落解放同盟関係人物一覧」と題して、原告解放同盟の中
央本部や各都道府県連合会の役員等の名前、役職、住所、電
話番号、勤務先等の情報を一覧形式で記載したウェブページ
(本文前提事実(4)エ)

本件地域 かつて被差別部落があったとされる地域 (本文当裁判所の判断3
(1)イ)



原告 1

1 認定事実

原告 1 は、昭和 35 年に東京都中野区で出生し、現在は原告解放同盟栃木県連合会事務局長を務めている。

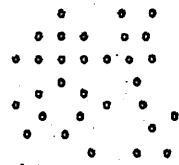
原告 1 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の栃木県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟栃木県連合会」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

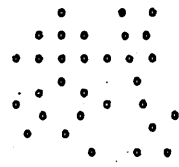
(甲 179, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 1 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 417, 587）によれば、原告 1 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 2 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 1 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「栃木県」の欄の公表により、原告 1 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 の被った精神的苦痛を慰謝するために足りる慰謝料の額は、原告 1 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると、2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 2

1 認定事実

原告 2 は、昭和 22 年に東京都文京区で出生した。

原告 2 の妻の改製原戸籍に従前本籍として記載のある地名が、本件地域一覧の栃木県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。また、同地名の旧地名と認められる地名が、本件地域一覧の栃木県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

原告 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、所属する宗教団体（役職を含む）、勤務先（役職を含む）及び生年を掲載された。

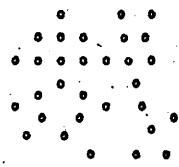
(甲 180, 344)

2 判断

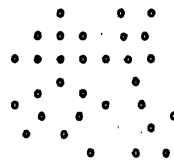
(1) 原告 2 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告 2 は、本件人物一覧により、所属する宗教団体（役職を含む。）を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、原告解放同盟及び勤務先での役職については、証拠（乙 298, 385, 418, 489, 490, 588）によれば、原告 2 は自らが原告解放同盟や勤務先に所属していることを明らかにして部落解放運動に関する書籍を出版し、これをインターネット上でも販売しており、さらに自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして原告解放同盟関係者ではない者も参加できる全国集会において報告を行ったと認められる。そうすると、これらの事実は既に一般に広く知られていると推認され、これらの点についてのプライバシー侵害は認められない。

(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 2 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、上



記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告 3

1 認定事実

原告 3 は、昭和 25 年に群馬県館林市で出生し、現在は原告解放同盟館林支部長を 1 年おきに務めている。

原告 3 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 3 は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

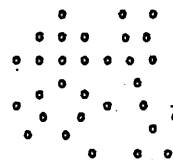
(甲 181, 344。甲 344 の原告 3 の欄に「栃木県」とあるのは「群馬県」の誤記と認める。)

2 判断

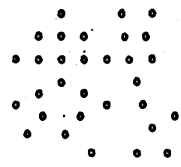
(1) 上記認定によれば、原告 3 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠 (乙 419, 590) によれば、原告 3 が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないというその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 3 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告 3 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 3 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーを違法に侵害されたと認められる。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 3 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 3 が原告解放同盟に所属していることが



既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 4

1 認定事実

原告 4 は、昭和 19 年に群馬県多野郡で出生し、現在は原告解放同盟藤岡支部長、原告解放同盟群馬県連統制委員長、及び原告解放同盟群馬県連委員長を務めている。

原告 4 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 4 は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

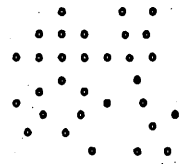
(甲 182, 344。甲 344 の原告 4 の欄に「栃木県」とあるのは「群馬県」の誤記と認める。)

2 判断

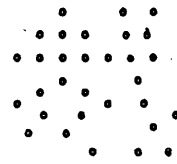
(1) 上記認定によれば、原告 4 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 419, 420）によれば、原告 4 が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 4 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告 4 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 4 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 4 の被った精神的苦痛を



慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告4が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると、3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告5

1 認定事実

原告5は、昭和14年に群馬県桐生市で出生し、原告解放同盟新里支部長を務めていた。

原告5の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告5は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

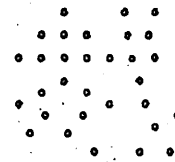
(甲183, 344)

2 判断

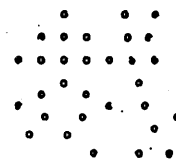
(1) 上記認定によれば、原告5は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙419, 590)によれば、原告5が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告5の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告5のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告5は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーを違法に侵害されたものと認められる。

(3) 上記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告5の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告5が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるの



が相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告6

1 認定事実

原告6は、昭和10年に群馬県高崎市箕郷町（現在の地名）で出生し、平成15年から平成18年まで箕郷町議会議員（箕郷町が平成18年2月に高崎市に合併したので、それ以降は高崎市議会議員）を務め、現在は原告解放同盟高崎市協議会会長を務めている。

原告6の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告6は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

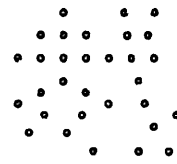
(甲184, 344)

2 判断

(1) 上記認定によれば、原告6は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙419, 421, 590）によれば、原告6が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告6の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告6のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告6は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1); (2)の違法なプライバシー侵害により、原告6の被った精神的苦痛を



慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告6が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると、3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。